

# 際限無く延びる拘束時間

## 働き方改革の一環ですか？

この度、会社から「運転士の効率的な行路を作成するために、24時間を超える行路が発生する」という説明がありました。これまで、明確な規程はありませんでしたが、運転士については慣例で24時間以内とされてきました。

現在、車掌区については朝5時に出勤し、翌日11時に退勤する29時間拘束の行路がありますが、1勤務の労働時間の上限は最大で16時間が基本になっているため、**残りの13時間は賃金の支払われない休憩時間**として扱われています。このため、拘束時間が長くなっても給料が増えるわけではありませんし、家庭で過ごす時間は短くなります。これは**世の中のワークライフバランスの流れとは完全に逆行しています**。

運転士の業務は長時間の集中力を必要とします。行路によっては睡眠時間が極端に少ないものもあり、安全を確保する観点からも、24時間以内とする慣例や在宅休養時間の規程があります。業務から解放されない仕事中の休憩時間ではなく、自宅での適正な休養こそが求められます。**業務内容が複雑化、増加し運転士の負担が増えている中で、拘束時間の延長は到底受け入れられません**。

## 自分の時間が削られるだけ

会社は過去に運転士の労働時間を短縮して7時間7分としましたが、実際には下回り点検の省略等の短縮で、実際に運転する労働時間は減っていません。一度、**拘束時間の延長という労働条件改善を認めてしまえば、それが改善することは難しくなります**。

国労としては、

- ・ **24時間以内での行路作成の制度化**
  - ・ 睡眠・食事時間の改善
  - ・ 社会的に労働時間短縮が叫ばれている中で、このような制度変更をせず、労働・拘束時間短縮に努めるべきである
  - ・ 長時間の拘束は安全の確保について問題があるが、どのような対策を講じていくか
- これらを会社に対して申し入れています。

家族の時間が少なくなるだけで給料は据え置き。子供達が可哀そう。



制服を着てではなく、自宅で休憩をしたいのですが…



# 若い力

第 126 号

2019年 10月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515